（自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の変更の認定の申請）

第三十二条の五　法第二十六条の四第五項の規定により自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の変更の認定を受けようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　地方公共団体の名称

二　変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）

三　変更の理由

2　前項の申請書には、当該自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に係る自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3　第一項の場合において、別表第三の二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4　前条第三項の規定は、第一項の規定による提出及び前項の規定による書類の添付について準用する。

（新設）

（認定を要しない自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の軽微な変更）

第三十二条の六　法第二十六条の四第五項ただし書に規定する国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第二十六条の三第二項第一号から第三号まで又は第五号から第九号までに掲げる事項の変更のうち、地番区域の名称の変更その他の自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施に実質的な影響を及ぼさない変更

二　法第二十六条の三第二項第四号に掲げる事項の変更のうち、実施予定期間の六月以内の変更

2　法第二十六条の四第六項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　変更した事項（新旧の対照を明示すること。）

（新設）

（利害関係人等の意見の聴取）

第三十二条の七　法第二十六条の四第二項の認定をする場合において、地方運輸局長は、その権限に属する道路運送法第九条第一項又は第九条の三第一項の認可を要するものについて、必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

2　地方運輸局長は、その権限に属する前項に規定する事項について利害関係人の申請があったとき又は国土交通大臣の権限に属する同項に規定する事項について国土交通大臣の指示があったときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取しなければならない。

3　前二項の意見の聴取に際しては、利害関係人に対し、証拠を提出する機会が与えられなければならない。

4　道路運送法施行規則第五十五条から第六十条までの規定は、第一項又は第二項の規定による意見の聴取を行う場合について準用する。

（新設）